

環境影響評価書の概要

—小田急小田原線喜多見・和泉多摩川間高架化複々線化事業—

昭和60年2月

東 京 都

1. 総 括

(1) 事業者の名称および住所

名 称	代 表 者	住 所	電 話
東 京 都	東京都知事 鈴木 俊一	東京都千代田区丸の内三丁目 5番1号	(03)212-5111(代)
小田急電鉄株式会社	取締役社長 利光 達三	東京都新宿区西新宿一丁目 8番3号	(03)349-2489

(2) 対象事業の名称

小田急小田原線喜多見・和泉多摩川間高架化複々線化事業

(対象事業の種類：鉄道の改良)

(3) 対象事業の内容の概略

小田急小田原線の喜多見・和泉多摩川間を高架に改良して、複々線化する。

対象事業の内容の概略は表 1.3-1 のとおりである。

表 1.3-1 対象事業の内容の概略

都市計画事業名	東京都市計画及び調布都市計画都市高速鉄道事業都市高速鉄道第9号線
区 間	世田谷区喜多見九丁目～狛江市東和泉四丁目
延 長	約 2.4 km
対 象 駅	喜多見駅、狛江駅、和泉多摩川駅
踏切除去数	13か所
工事期間	昭和60年度～昭和65年度(予定)
複々線使用開始	昭和65年度(予定)

(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業の実施が及ぼす影響について予測・評価した。評価の結論は表 1.4-1 のとおりである。

表 1.4 - 1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	<p>工事中の運搬車両による交通量の増加は、現況の交通量に対してわずかであり、自動車排ガスによって大気質に著しい変化を及ぼすおそれは少ないものと考えられる。</p> <p>工事中の粉じんに対しては、飛散防止のための散水、シート覆い等の措置を施すため、影響は少ないものと考えられる。</p>
2. 騒音	<p>高架後の鉄道騒音は、高架端直下から25mまでは、予測値は現況値をおおむね下回る傾向を示し、50mから100mの区間では数値的には低いがおおむね上回る傾向にある。</p> <p>しかし、吸音効果のある防音壁、バラストマットおよび60Kgレール等の環境保全の措置を採用し騒音の低減を図ることにより、影響は少ないものと考えられる。</p> <p>工事中建設機械騒音は、低騒音の工法および機械を積極的に採用して低減を図る。また、作業手順の検討や施工時間の限定等により、影響は少ないものと考えられる。</p> <p>運搬車輛による道路交通騒音は、工事中の交通量増加がわずかで、現況とほとんど変わらない程度であり、影響は少ないものと考えられる。</p> <p>工事桁の鉄道騒音は、現況とほぼ同程度あるいは線路から遠い位置でやや現況を上回る程度であり、影響は少ないものと考えられる。</p>
3. 振動	<p>高架後の鉄道振動の予測値は現況値を下回る傾向を示し、影響は少ないものと考えられる。工事中建設機械振動は、低振動工法を積極的に採用して低減を図る。また、建設工事に伴う振動の規制に関する基準の内容を守ることににより影響は少ないものと考えられる。</p> <p>運搬車輛による道路交通振動は工事中の交通量増加がわずかで、現況とほとんど変わらない程度であり、影響は少ないものと考えられる。</p>
4. 日照障害	<p>高架構造物による日影については、線路北側に空地(側道用地)を設けることにより、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」を満足する範囲であり、影響は少ないものと考えられる。</p>
5. 電波障害	<p>高架構造物により線路の北側に遮へい障害が生じるが、工事の施工中から、共同受信施設等、障害の内容および程度に応じて対策を実施するので、影響は解決できると考える。</p>
6. 地形・地質	<p>地盤の状況が良好であり、掘削深さが浅いことおよび剛性の高い土留め壁を用いることから、地盤の変形に対する影響および不圧地下水に与える影響は少ないものと考えられる。</p> <p>なお、掘削による不圧地下水に及ぼす影響については、工事の着手前から調査しデータの作成に努める。</p> <p>また、工事に関連して地下水水位に変動が生じた場合には適切に対応したい。</p>
7. 史跡・文化財	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地の取り扱いについては、文化財保護法の規定に従って事業を実施するため、影響は少ないものと考えられる。</p>
8. 景観	<p>事業の実施に伴い構造物により視野が妨げられる等景観は変化するが、高架構造物のデザイン、植樹等景観対策の観点から配慮するので景観への影響は和らげられるものと考えられる。駅部については、街のシンボルとなる駅舎ができ、また、駅周辺部については、整備された都市空間ができるものと考えられる。</p>

(5) 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表 1.5 - 1 のとおりである。

表 1.5 - 1 修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容および修正理由
1. 総括	環境に及ぼす影響の評価の結論	騒音、地形・地質の記述の追加および景観の記述の修正
2. 対象事業の目的および内容	内容および事業計画策定の経過	事業工程予定の修正および連続立体交差事業計画策定の経過の記述の追加
4. 予測・評価項目の選定	選定しない項目およびその理由	低周波空気振動の選定しない理由を追加
5. 現況調査・予測・評価	大気汚染、騒音、振動、日照障害、電波障害、地形・地質、史跡・文化財、景観	大気汚染の参考記述の追加 騒音、振動、日照障害および地形・地質の現況調査、予測および評価の内容の追加 電波障害の現況調査および予測の記述の追加 史跡・文化財、景観の現況調査、予測および評価の内容の修正および追加
7. 環境保全のための措置	騒音、振動、日照障害、電波障害、史跡・文化財、景観	環境保全のための措置の記述の修正および追加